

---

# アナウンス事業部起用についてのガイドライン

---

## ■ガイドライン概要

### 【I.はじめにー肖像財産権（パブリシティ権）について】

肖像には本人に無断で撮影をされない、撮影された肖像を無断で使用されないという権利が判例上認められています。これを人格権としての肖像権といいます。さらに、著名人等の肖像には、顧客吸引力、言い換えると経済的価値（商業的な利用価値）があることから、これを法的に保護するため、無断で商業目的に使用されないという権利も判例上認められています。これを財産権としての肖像権（肖像財産権＝パブリシティ権）といいます。以下では人格権としての肖像権を「肖像権」と、財産権としての肖像権を「肖像財産権（パブリシティ権）」と記載することにします。なお、肖像というと顔だけを考えがちですが、手・足・髪・後姿等のパーツについても肖像財産権（パブリシティ権）が否定される理由はありません。

### 【II.権利の帰属】

Iに記載したとおり肖像については肖像権・肖像財産権（パブリシティ権）が成り立ちます。肖像財産権（パブリシティ権）については独占的・排他的に（株）結城事務所に帰属しますので、肖像を使用する目的が何であっても必ず事前に許諾を得なければなりません。

### 【III.競合について】

第三者への出演を制限することは個人の活動に対する大きな制約となりますので、以下のルールに従い、許諾を得てください。

- ①企業競合をかけ独占的に肖像を使用する場合は専属契約料、商品競合をかけ制限する場合は拘束料が別途発生する場合があります。
- ②「競合無し」の案件については、競合の管理はいたしません。出演歴の申告にはお応えできません。

#### **【IV.期間の延長・媒体の追加などの契約外使用について】**

肖像を許諾の期間・範囲を超えて使用する場合は、必ず1ヶ月以上前に書面にて申請し許諾を得てください。

- ①1ヶ月以上前に申請がない場合は、当初の契約期間にて使用を終了するものとみなします。
- ②条件その他の理由により許諾をしない場合があります。
- ③許諾をする際には特段の合意をしない限り追加の肖像使用料が発生します。

#### **※追加使用料の考え方**

モデルの広告出演料は出演媒体及び使用される期間と範囲によって算定されています。追加使用においても、出演する媒体と期間が同じであれば同等の使用料金が発生致します。広告出演料はモデルの肖像使用の対価であり出演モデルの労働性に対する対価ではありません。

#### **【V.無断使用（契約外使用・許諾外使用）に対する賠償・違約金について**

許諾を得ないで、また許諾の範囲を超えて肖像を使用することは肖像権・肖像財産権（パブリシティ権）の侵害となります。この場合、判例上使用差止請求が認められているほか、不法行為（民法709条以下）の規定に基づき損害賠償請求が認められています。

## ■ 肖像使用に関する注意点

### ①肖像の「買い取り」には応じられません。

使用期間の制限のない契約には応じられません。すべての媒体に適正な期限の設定をお願い致します。

### ②身体の一部であっても肖像権・肖像財産権（パブリシティ権）が及びます。

モデルの顔を切り取る・モザイクを施すなどした肖像であっても、無断で使用すれば肖像権・肖像財産権（パブリシティ権）の侵害となります。また、人物の特定が困難になるような改変をすることは、人格権の侵害となります。なお、改変についてはお断りする場合があります。

### ③肖像使用は、使用者が管理可能な範囲内とさせていただきます。

特に、デジタルコンテンツは複製・転載・改変などの加工が容易なため、無断転載等のトラブルが後を絶ちません。第三者による不正使用が発覚した場合は、使用者の責任において削除要請などの対応を行う場合があります。

### ④著作権とモデルの肖像権・肖像財産権（パブリシティ権）は別個独立の権利です。

著作権者（広告主・広告会社・広告制作会社及び撮影者）であっても、肖像使用は事前に許諾を得た範囲内に限られ、無断で使用すれば肖像権・肖像財産権（パブリシティ権）の侵害となりペナルティが科されます。

### ⑤Web

肖像を許諾なく、インターネット上にアップロードすることは「肖像権」の侵害となります。

◎デジタルコンテンツは複製・転載・改変が容易なことから、利便性が高い反面、ひとたびWebサイトとして配信されれば、コンテンツの拡散を防ぐことが困難になる危険性を孕んでいます。サイトの著作権者にはコンテンツに含まれる権利が侵されないよう特段の注意を払っていただくようお願いいたします。